

熊野詣日記

後崇光院御筆

熊野詣日記

墨付四拾四枚

応永廿四年十月十五日
住心院僧正實意記之

(沮[?]包神)

熊野詣日記

後崇光院御筆

応永卅四年十月十五日
住心院僧正實意記之

墨付四十四枚

(本文□裏)

熊野詣日記

夫熊野權現者、三國無雙之明神、日域第一之靈社也、和口之口月、浮影於四海之浪、利物之春花施句於一天之風、然則凝怨念、連步尊卑悉地を立所になし、致丹誠、低頭、道俗勝利を眼の前にあらはす、爰以垂跡寂初之昔より、末代澆季の今に至まで、参詣を企る輩、日をかさねて絶事なく、弊帛を捧る類、年を遂て盛なるものをや

応永卅四年八月中旬の比、北野殿より御文を給て、御熊野まうての事、来月に御治定なり、南御所様も去年のことく、内々の儀にて、御まいりあるへし、日次の事、有職に御尋のところに、来月八日御精進屋はしめありて、十四日に御たちまうけの日、十四日に御しやし屋はしめ、廿日御たちあるへきよし申入、十四日より御精進屋はしめにて、廿日御立あるへきよし仰下さる、やかて北野殿へまいりて事あくるやう、實意このたひ御先達の事違例、いまた心よからさる間、斟酌なきにあらず、弟子にて侍る大納言僧都公尊に仰付らるへきかのよし申入、ともかくもはからひ申へし、但いかやうにも養性をくわへて、かれを扶持の分にて道中にまかり立へきよし、仰下さる、此うへは存知すへきよし申入、まかり帰てひとへにそのいとなみなり、色く申付る事、日比のことし、九月六日、北野殿、大神宮御まいり
熊野
御ま

いりの前、十二日御下向のあひた、帰後日より御精進屋」の事御治定歎のよし、うか、ひ
いつもの儀也、申入とところに、御精進屋に御立の日もいまたおほしめし定さるよし仰下さる、大納言僧都を
夜に入までほ候せさせて、なを尋申入に、つゐに御左右なし、大略御延引あるへきおもむき、
僧都まかり出て申候へは、由断つのおもひをなす所に、次の日の御仰出されていはく、十六
日に御精進屋はしめありて、五日にて、廿日御立あるへきよし、御出さる、又我に経營の思
なり、十三日の昼より、十四日十五日、色くのしなくのいとなみ、凡生涯にかけたり、
坊中のしき、市のたちたるかことし

十六日陰天

御精進屋と、のほりて後、大納言僧都を南の御所、北野殿へまいらせて、けふはとくならし
め給へきよし申入、まことに目出たく、はやくと御出あるへきよし、おほせ下さる、申の
時に大門小門の犬ふせき、これをとつ、しほつゝに抜入てつけたり、犬くゝりてきよめる
方にあつけをく、是さたまれる儀なり、しめ縄軒はことにひく、酉の時に南の御所いま御所
ならしめ給

御共の御方々

御庵 □玉 これは御道者の外なれとも、何事も申
□房 御さたのゆへに御精進屋中御□候のため也

？りやう

いま？りやう

聖貴御房 聖芳御房 聖本御房 見康御房 信駒御房

□の御比丘尼一人

御こし上下九ちやう

殿原には細田はかりをめしくせらる

其後北野殿入御御座北の対屋

御共

御若子 四間の上らふ あこひ御れう人 かゝ御料人

はしのつほね 衛門佐のつほね 仁和寺の局 土佐 御ち

御比丘尼

禎首座 宗蔵主 靈口御房

以上御こし十二ちやう

騎馬の衆四人 堀和次郎 長谷川 河嶋
こあみ

かちの殿原五人

以上

いさゝか程へて後、御三さか月まいる、三献の時、めし出されて御盃下さる、又五献の時、めしありて御小袖三重拝領、大納言僧都おなしく下さる、その外御あしせいゝなり、今御所より下あつかる千秋万歳、祝着つかまつる物なり、御氷めされて後、夜に入て御拝を申すゝむ、□ひ□の御氷御精進屋より御先達かはりの事、一向大納言僧都に申付るよし、北野殿へ申入、刻限にのそみて、御道者ならひに御先達方、南庭にきおひのそむ、大納言僧都二重頭巾のすかたなり、御小先達順賢僧都なかときんなり、實意はねほうし、五帖の袈裟をかく、床子たいらかわをもちふ、次に南御所さま以下みなく御はい屋に御出あり、□□へい御はらへの次第、日ころのことし、宝号廿一反の後、上下退散
雨くたるといへとも、御奉弊の時分おやみあり、凡御精進屋はしめの日の雨、ちか比御佳例なり、其後供御を申すらむ

十七日天晴

光照院殿御入、御さか月まいる、近習の人く三上をはしめとして、せいゝ参入
門跡より御礼のため折帟まいる、御使師法眼口忠なり、鍊貫二重下さる、北野殿へも御祈帟まいらせる、御使おなし、それも二重恩縁にあつかりぬ、面目の至かしこまり申入、其後門跡を入まいらせる、御辞退あり、かさねて申さるゝによりて御入、御加持あり、北野殿も御一所にて御対面、御帰の後、三重十帖、御香合なとまいらせる、故御所の御時、北山に

てあけくれ御祈とて申されし事など、おほめしわすれさるよし、御ねんころに申さる」、まことに襦袢の中より、祈たてまいらせて、いまに恙かなくまし／＼て、かゝる御熊野詣あるを、みたてまつる事、命のしるしと目出く侍るよし、御返事申さる、北野殿よりも盆、香合まいらせらる、夜に入て、ちく前、越前におり物に練貫かさねて各一重給

十八日 風ゆるく、日
あたゝかなり

御宮めぐり、巳の刻に御出門あり

御行烈

先御小先達、次到大納言僧都、次實意、其後南御所さまの御輿御共の山臥、二番今御所の御輿

御共の山ふし 三番北野殿の御輿御共山臥 その次／＼、むしのかゝりたるを次第にかきつ、け

いたり、南御所の御共は引きかりて一つれにかゝせらる、そのあとに騎馬の衆、堀和次郎、細田以下、次第にうつむしのきぬをかけ、引縄を付たる御輿、廿余丁かきつらねたる」さま、おもしろ貴し、みる人手を合せておかみたてまつる

御まいりの所々

先五霊の社、次に今宮、次に北野、次に妙見、次に左妻牛の若宮、次に今熊野なり、おち橋あやうきによりて、五ようの辻に御まいりあり、先大納言僧都輿をはやめて、なきの木か坊の前におりて、かうしときんをあらためて、はねほうしなかつ頭巾を着用す、實意はねほうしに、五条の袈裟なり、其間に御こしかき過て、らい殿のまへなる鳥居のもとに、かきすゑたてまつる、其後御下輿、御先達まいる、御幣もちさきにすゝめり

御奉幣の次第

御證誠殿のと師重衣かさねるに五条の袈裟、次両所くなふの間まのとほりにて御奉幣あり、公納の間くとは

十二所權現神あつまりし給て、参詣の衆生に利生をほとこし給所なり」、次若一王子、此御前にて五躰皇子の御幣を一度にまいらす、次四所明神、これも四本の御幣一とにまいる、御

奉幣おはりて、若一王子の御前のきりとこにて、のと師申あけ、其後御神楽御見物ありて、なきの木か坊に入御、御嘉例なれは、いつものことく御杯まいる、その間に心しつかに三上禪門と物かたりの次に、北野殿さま、むかしにかはらぬ御光にて、十あまり三度の御願、このたひとけまします事、かしなから、御代おさまりて、御所さまいよくめてたくわたらせ給ゆへなりと、おもひつゝくるに、ふとかみ侍よし申て

なか月やつきせぬ御代のひかりかな、と申て侍しかは、かの禪門輿にて入て

君かよはひを菊の五百とせ、と付侍り、實意、五たひ御先達申たれとも、いまたかやうの狂言申いたしたる事なし、此たひは存する子細ありてなり」

御さか月五の後、御たち、すけたに口に御いてありて、それより祇園の社に参御
御先達方、南の大門の前にて下輿して前行す、南御所さまの御こし、宝前にかきすゑたてまつる、いさゝか御所作の後御下向、御先達方、西の大門にて乗輿、それより御精進屋に遷御

十九日晴天

けふは例日にて、御心しつかかなり、興遊を先としましませは、いかに御酒宴のみにて侍らん、たゝ権現をたつとひたまへる御心にて、御つとめかかなり、北野殿さまも御くたひれにて、御さか月なともたひくにもをよはす、ありかたきかなや、十三度の御願、このたひするくにとけまします事に、南御所さまこそはしめて御まいりありしに、御信仰のあまりに、年をならへてことし又おほしめしたつ事、神もいかりうけ悦ましますらん、御行すゑも程とをき御よはひなれは、いまいくたひか御まいりあらん、夜に入て、大名たち人夫ともまいりあつまる、ひとへにあす御たちのいとなみなり

廿日天晴

夜のうちより、御輿かき御共の物あつまりまいる、供御の後、御三さか月まいりて、そのち御唱事ありて、其まゝ御いてあり、御進発の御奉幣、例のことし、そのさほうおはりて、御むしめしたる御かたゝに、御杖をまいらすれば、身つから御つきありてあゆみまします、

松明二ちやう、両にともして前行す、役人^{左筑前、右越前}、これは生死の迷間を照して、菩提の門に道引儀なり、御いとまこひの御方く、はるか御旅の空をおもひやり、いまのあはれにたつとき事をみたまひて、みなく涙をおとし給事、雨のことし、門をいてましく、すこし御ひろいありて、御輿にめさるも、行烈の次第、御宮めぐりのことし、御料、^{れうくら}藏もち」

さきにすゝむ^{山ふし一人}
あひそふ

御道つかひ

大炊御門を二町はかり西行、それより南行、二条にいたる、二条を京極にいたる、京極をくたりに三条に至る、三条を西行、東洞院にいたる、それより南行、竹田をうちすきて、鳥羽の船津に御着あり、侍所のさたとして、船ともを点して数十そうまうけ置きたり、其内屋形舟に御屏風をたてたるにめさる、北野殿御同船、御先達方禅院のあるに立よりて、装束をあらためて御船にまいる、大納言僧都おなしくまいる

めしの御船の御人数

南御所さま、いま御所さま 御りやう 聖連御房 信助御房

北野殿の御方の人数

北野殿

御若子 四間の上らふ 加、上らふ 禎首座 靈賢御房 御ち

河のおもて浪しつかに、風おいてなり、御舟の道すからみ所おほし、八幡山あさくとして、いとたつとくみえたり、手に秘印を結び、口に眞言を唱て、南無帰命頂札、八幡大菩薩、本地阿弥陀如来にてわたらせ給へは、熊野の證誠殿とひとしくします、此度御参詣の上下安穩にまほりと、け給へと、心をこらして祈念いたす、あるひはしつかふせ屋もあり、或はやさしくすみなせる所もあり、社々寺々あり、御舟のくたるにしたかひて、かはり行けしきいとおもしろし、御舟みちの半ほとにて、破子のせたる舟をまねきよせて、御さか月をまいらす、漸にこき行ほとに、夜はなな月の此なれとも、日はみしかくて、入あひのかねのおはりに、わたなへの岸に御着あり、いまたあかへりせは、かのおほへのきしもみまほしく、伊

駒山も雲井のいつくなるらんとおもふへきに、あやなく暮はてぬるそ、うたてしく侍る、舟津に守護の物とも、松明ほしのことくともしまうけて、まちうけたてまつる、御輿御舟によすれは、みなくめされて、王子の御前にまいらせたまふ、御先達前行、御小先達の舟はるかにさかりて、時うつる程なり、や、しはらくありて御奉幣あり、此王子よりは、はしめたる御方く、御なれ子舞あるへけれども、申沙汰におよはず、むかし御幸の時は、卿上雲客より上下の北面にいたるまで、みな袖をひるかへしけるとなん、御宿には律院を点して、守護より御まうけを申す、宿より四五町引入たる所なり、守護代奈良入道まかり下りて、奉行をいたす、南御所、北野殿より御小袖たふ、一族奈良の彌五郎ならひにはす池にも下さる、かたしけなくかしこまり入よし申入

廿一日 天晴

御ひるなし

先天王寺に御まいりあり、当寺の執行、西の大門にまいりむかふ、まちにたてまつりて前行す、まつ御舎利御頂戴、次に亀井の水に御まいりありて、御手水めさる、其後御下向、すみよしの社に御まいりあり、實意御さきにまいる、さかひにてこやしなひす、御所さま住吉の浦にて、例のことく片箱御賞翫、予さかひの道場の前にて入御をまちて供奉、国符より二里はかり此方にて、和泉の守護代官なにかしとかや申物まいりて、御とまり国符に先々のことく用意申よし申入、御宿国符禪院御所になる、こたか斎藤兩人に御ふく下さる、北野殿おなし

廿二日 陰天

供御の、ちやかて御立、さの、あたりより雨くたる、カシイ、櫛井の王子の御神樂、御奉幣、例のことし、たくせんにちはや下さる北野殿よりの、御馳なり、行基の池雨によりて御立よりなし

御ひる山中

川なへ河にてはしめて御まいりの方く、御氷あり、守護より御舟をまうけ御氷場をと、のふ、

和佐^{わさ}たう下にて一献あり 塀和二郎、御宿山東 御やと当国の又守護代ふちしろと
申さた 申者とゝのへまうく、門口あり

廿三日小雨

藤代たうけにて片箱進上、守護方より御たる折済々まいる、此所の眺望いまさらならねとも、
誠に金岡か筆もおよはさりけんことはりなり、和歌、吹上、玉津嶋御めのまへにみえたり、
清水の浦はこの山つゝきのふもととなり、こまやかなる風情、絵にもかきとゝめかたし、御め
かれせぬうらく嶋く^くのけしきなり、あまりに時ふれは御立あり

御ひるなし

いとか坂にて御輿たつ、地下の童部あつまりまいりて、たてらんく^くと申て、さかさまふり
をたて侍る、此儀さかさま川の王子の御前にて「あるへきなり

御宿ひろく^く御まうけ玉木
たるおり済々まいる

廿四日天晴

しゝのせのたふ下にて御こしや^{やし}な^なひ

御ひる内の畑^{はた}

槌^{ツチ}の王子、此王子にては、槌をつくりて木の枝につけて、徳^{とく}ありく^くとはやしてまいらす
なり、しほ屋の浜にて片箱進上、此嶋は権現のとひまします嶋なり、飛嶋と申
御宿上野、御まうけはしの湯川

廿五日天晴

ついの浜にて御こやしなひ

五たい王子

切目の王子の御奉幣、御神楽例のことし、ちはやたくせん^{せん}にたふ、北野殿の御むしかさのう
へなる、四手とりて、御小先達にわたす、これをとりにて宝前の木の枝につく、次々の御むし

の四手たてまつる、山ふしのおのくゝとる
補墮落のふしおかみにて御はらへあり

岩代の王子の御前にて、海士二人海に入らる、御かたひらそめ物下さる、此王子にて御拝の時、御先達」ならひに御導師以下供奉の人々の名字を書いて、拝殿の板に打付らるゝ事あり、この後御まいりの時、一度申さたすへし、貝の王子の御まへにて、御下輿ありて、まさこの中にまされる貝御ひろいありて、王子にまいらせらる、御ひる三鍋なべ御まうけおく、こほりの又たてたり、山本御むかへにまいる、かも山の関の事、中村にかく仰付らるへきよし申す、御氷場あり 山本御むかへにまいる、かも山の関の事、中村にかく仰付らるへきよし申す、其次第おほせらるゝによりて、わさと人をこして申つかはす、はねたのほらにて、いつもの御佳例あるによりて、やまふしも御さきにまいりて、海きわなれは水をたよりに、前裁なとつくりて、松をひきうへ、草花をうへしなとしたれは、目出くおほへて、いはひたてまつらんかために

とき葉なる松をためしと神やしる

わか君くのとせ万代

かやうに短冊に書て松に付侍る、されとも雨によりて御立よりなければ、その興なしけふの御意にはつふてうつ事、権現の御はし」の事、うしのはなぬく事、かやうの事あれとも、狂事ににたれは申いたすにおよはす

御宿田部タナヘ 浜に御氷場を御やとよりたてたり、御しほ
氷のためなり、夕方より大雨

御宿ぬし竹のせと申物なり、此所熊野の神領地也

廿六日 天晴 七瀬川こよひの雨に水まさりて
わたる事たやすからす

五躰王子

いなはねの王子の御神樂、御奉幣つねのことし、ちはやたくせんに下さる
御ひる一の瀬 御まうけ山本、宿所御所になる

川のうへに御氷場をつくりかけたり、其風情こそいとやさしく侍れ、まつ御所に御入、供御の後、御氷場に御出ありて、御氷めさる、いわた川の御氷これなり、昔は御幸などには三の瀬にてめされけるやらん、まこつくしの松とていまにあり、大かたは此一の瀬より二の瀬三の瀬、ちきに御わたりあるべきなり、されともいまは川の瀬も

かなはねは

昔にかはりて、わたる事なければ其儀なし、御わたりありて、悪業煩惱の垢をす、きましますいはれなり、女院などの御まいりにも、ちきに此川をはわたりましめしけるとかや、御手を引事斟酌なれば、しろき布を二たんむすひあはせて、ゆいめにとりつかせてまつる、布の左右を、しかるへき殿上人、あまたいひかへてわたししたてまつる、上らふ女房御そはにそひて、布にとり付て御とも申されけるとなり、御氷場にて御さか月三献の後、御立、此所より山中の御兵士濟々なり、まいらする方々、山本、はしの湯川、あたき、すさみなり、よろひたるもののかすをしらす

五たい皇子

瀧尻の王子御奉幣、御神樂つねのことし、しやうそくたくせんの下さる

北野殿さま、此たひ御としのつもりに御くたひれなれば、いさゝか御のほりありて、やかて御こしにめされん事は、いかゝあるべきよし、たつね下さる、これ子細あるへからず、昔ある人、陸奥国より「七度まいるべきよし願をたて、六度はまいりたれとも、いまはとし老て、くるしかりければ、いま一度まいらん事もかなひかたし、此事をなけくに、ある夜の夢に権現のしめしたまふ

道とをしほともはるかにへたゝりぬ

おもひおこせよ我もわすれし

此哥は新古今に入られたり、それには三度の願とみゆ

なけく事なかれと、あらたに示現を蒙りしかは、貴くおほえて、いよく信仰のおもひをましけるとなん、心さしあるをは、権現もあはれみまします事しかのことし、十三度きて、御まいり神もなをさりにやおほしめさん、されは、御ゆるされなくてしもやは侍るへき、た、御輿にめさるへきよし、申によりてめさるゝ物なり、御輿かき五六人、あせ水になりてかき

さ、けたてまつる、南御所、いま御所さまその外、ことく御ひ「ろひあり、かたしけなきかなや、天下の御あるしの御連枝として、輿車の外はこわた山なれとも、かちにてはいかてあゆみましますへき、抑権現の紀伊国むろのこほりに、はるくとあとをたれ給事は、川をへたて、山をかさねて、参詣の衆生に難行苦行の功をつませて、此度すみやかに、出離得脱せさせんとの御ちかひなり、これによりて、一天の君、万乗のあるしも、此道におもむき給ては、身命をおしみ給はぬものなり、たう下に御あかりありて、地藏堂にて御こやしな、此所より九品の鳥井たちはしむ、則下品下生の鳥居あり、すてに安養の浄土に往詣して、不退の宝土をふめり、日くれし候は、それより松明をともせり

御宿高原

御宿石王兵衛か家なり、畳あたらしくさし、天井しろくはりたり、かれか分際にはいかめしき用意なるものをや

廿七日天晴

御ひる近露御川こりあり
氷を御やとにめさる

御宿みもと左衛門か家なり、檜の木さく、いたにてひろくしつらひたり、おくの湯川か子御むかへにまいる、御兵士済々めしくす、雨かきくれたり、露をしのきて湯川に御つきあり、御宿いつものことし

(一行アキ)

以上

(一行アキ)

廿八日天晴

五妹王子

発心門の御ほうへい、御神楽つねのことし、ちはやたくせんにたふ、この所にて御小やしなひありて、午時に祓殿に御つき、御師まいりむかふ、鳥井の辻にて御下輿、つくりみちひろ

いします、すくにまつ御はしり入堂ありこれをぬれわら、沓の入たうと申、かつく御社の躰たぐをおかみた

てまつるに、いまさら心もこと葉もおよはず、この土はこれ花蔵の世界なり、證誠大菩薩の御本にいたりぬるは、すみやかに九品のうてなにもまれたり、十万億土をほかに求へからず、十二所の御本地、各くの誓願をおもふに、いつれもたのもしからすといふ事なし、御まへ次第に御巡礼ありて、そののち御師の坊に御つき、御いわぬのち、ゆのみねに御のほり、くれて後遷御、夜に入て御奉幣あり、つくり道又あゆみまします、山ふし數十人前行、御幣もち一番にすむ、白妙の御幣神風になひけり、證誠殿の御まへの上中門にて、御手水ありて、それより入まします、この證誠殿の御まへの門をは妙覺門と申、西向の門をは慶賀門と申、東の門をは所願成就門と申、いづれもく子細嚴重の事ともなり、床子たいら座の役人、すゝみまいる、その次第常のことし

まつ證誠殿、次両所、次若一王子五躰王子の御幣、一とにまいる、次四所明神なり、御奉幣おはりて、證誠殿の御まへのきりとこにて、申あけあり、若殿の御まへの切床にて、初夜の御つとめはしまるによりて、この所にてあり、そのちかくら屋に入御、みかくらいと貴し、かんなき一面に立ならひて、袖をふる事や、久し、かくて、はやしたてたる笛鼓のをと、身の毛もいよたつはかりなり、すゝのお常本結、せいくなけられたり、たくせんたまはる、装束を着して舞かなつ、御神樂おはりて、御宿坊に遷御、あす御川くたり関くの事、衆徒に仰らる、河うちへ使節を三人さしつかはして申しやる

廿九日雨くたる

河うちより関の事、御左右いままた申さねとも、まつ御いてありて、御舟にめされて「御下ある処に、雨にあしつよく、風も吹いてたり、およそ違乱なり、こゝに舟さし、をのかちいかりをなす事ありて、刀をぬきあわせり、人くなたむるによりてしつまりぬ、ふてき第一の奴原おもてをふる事なし、みもとにて御舟をとむ、御こやしなひのためなり、この所は後白川の法皇の御まいりの時、川の汀にあかき袴きたる女房たちたり、法皇この所の名をはい

か、申すそと、おたつねあれは

有漏よりも無漏に入ぬる道なれは

これそ仏のみもとなりけり

かやうに申てかきけつやうに失たり、それよりみもと、は申とかや、これは法皇しやうしんの権現を拝し給へきよし、御祈念の時、御夢想の告ありて、女躰にあらはれましゝて、此所にて御拝見ありけるとなん、御船よりあけまいらせて、御こやしなひあるへかりしを、雨風もすさましければ、たゞ御舟をはやめて、新宮に御つきあるへきよし申て、御船をくたしたり、しかるにいく程なくて、難風たちまちにきたる、大方生涯のきはまりなり、御御船をみとゝめてあけたてまつらんとすれは、いはほそひにてよるに所なし、ゆくすゑの山さきを見れば、風木をしほりてもみあへり、さらぬたにあやうきすき舟の、わつかなるうへに、屋形をうちてその上にあまかわをかけたれは、風の上にては御事をそんせられぬへければ、たゞつくに御舟をよせてあけたてまつるとも、巖の上にては御事をそんせられぬへければ、たゞ権現をふかくたのみたてまつりて、御舟をくたすにまかせたり、されとも程なく新宮の地につきぬ、いつも御あかりある所よりは、十八町こなたに、おとゝのわたりと申所よりあけたてまつる、」そのしきこと葉もおよひかたし、めしの御船つきて後、ふしきの風ありて、御舟のあかりつるわたりにて、よその道者の舟、うちかへして人あまた失侍り、しかるに御共の人、すゑゝまでいく千万か侍るらん、はいの日とりにもつゝかなき事、希代のふしきなり、浪もたゝす、風もふかさりせは、かほとに神慮のいちしるき事をは、よもしり侍らし、まことに木こり水くみて、雲をしのかき、雨にうたれてつかへ侍し大峯、かつらぎの金剛童子かゝるおりふしをは、いかてかみすてさせ給へきに、難なくまほり給事のありかたさよ、御師のかたより、御むかひにまいりたれは、御三所めされて御宿坊につきまします、たゞゆめの如し、こその五月よりこのかたは、違例によりて、あらし風になにもあたり侍らさりつるに、けふ一日、雨風にもまれて、御船よりあかりて、十余町水をわたりて、からうして師のもとにつきぬ、されとも冥助のいたす所なれは、氣力いよくなをりて、心ますゝあさやかなり、何よりも北野殿、こんと御願しやうしゆの御まいり、かゝる大善根やは侍るへき、すんの善にさへ尺の魔は侍るとかや、いかにも御慎あるへき事なりしに、御肝はつふれ

たれとも、上下いさゝかの事もなかりしは、これに過たる奇特あるへからず、その夜は雨風なをはけしければ、御ほうへいなし

十月一日天晴

辰の半時に御奉幣次第、例のことし、此御やしろたち□ありさま、いとけたかく侍る、垂跡を本として大神宮□躰也、千木櫨木あり、根本垂跡の御社なり、神官「□司、伊勢にひとしくまします、申あけの後かくら屋に□御、々神樂又常のことし、たくせんちはやを給て、こ□をきつゝ無事をつくせり、むかしは新宮神樂、那智法とておもしろく貴き事に申侍しに、いまは無下にい□れもおとろへたり、されともたくせんのこと葉をきく□ひには、なみたをなかし侍り

たとひ今生はかりにて、来世の望なくとも、垂跡の方ふかければ、又後世菩提をもたすくへしとあり、まことに参詣の貴賤、今生の榮耀をのみこそいのれ、かつて□来の事をは申人なし、されとも後生をはうけとり給そ□かたしけなき、今生は又いのるにまかせて、寿福増長なるこそ目出けれ、御神樂おはりて御師の坊に遷御、供御のち、御たち、實意風をいたむによりて、うへある輿に乗す、あすかの社の御神樂つねのことし、御小袖たくせんに「下さる大夫の松のもとにて、御こやしなひあり、申の半時に、はまの宮に御つき、御奉幣、御神樂常のことし、しやうそくたくせんにあたふ、帯本結、おほくなけられたれば、神子女共、人めをもはゝからず、力をつくしてはいあひたる風情、その興なり、ひとへに欲心をさきとす此所に那智の御師の坊あり、これにていつも御まうけあり、入御の後、やかて御たち、橋本にてはしめたる御方く川氷さめる、こゝに橋勧進の尼の心さしふかきあり、権現より夢の告とかやありて、給たる阿弥陀の名号をもちたり、人信心をおこしておかみたてまつれば、名号の六字の中より、御舎利の涌いてましますよし、この年月申あへり、このたひこれをおかみたてまつるに、けふもあわつふのことく、しろきものゝ忽然としてあまた出現せり、いかさまにもふしきの事、あるやうある物をや」、夜に入て後、那智の御山に着まします、こよひは御奉幣なし

辰のはしめに御奉幣あり、次第いつものことし、この御神も十二所権現三山おなしけれども、飛瀧権現をくはへて十三所の御社なり、飛瀧は当山の地主として、本地千手観音にてわたらせ給、観音は、これ慈悲の躰にてましますは、所願相應の地にあらはれて、三の御山の利生を当山にて成就せしめ給物なり、御奉幣おはりて申あけの、ち、如意輪堂に御まいりありて、それより瀧もとに口御、南御所さま自筆にあそはされたる御経舎経門にこ口らる、この砌は、むかし権現の先徳秘経を安置し給し口なり、口伝ある物をや、那智こもりの僧御らんせられて御あし下さる、からすときんにうち衣のすかた、おもひ入たる風情なり、「三の御山はとりくなれとも、ことに神さひたるはこの御山なり、三重にみなきり落たる瀧の水は、天竺の無然池よりおちたるとかや、三国一の瀧なり、この三重をわかつに、一の瀧は千手観音の御形にて、わきの巖には廿八部衆あらはれたまふ、二の瀧は如意輪にて、おかむ人は涙をおとして、道心堅固のおもひあり、三の瀧は馬頭にて、瀧のかたちもけはしきなり、下たり一二三と申なり、いづれもく慈悲深重の御ちかひあり、文學かうたれたる瀧つほはみるもすさましく、花山の法皇の御庵室のあとと、むかしゆかしくおほえたり、妙法山寂勝の峯、光か峯なとてあり、妙法山は空攝和尚法花経をかき、供養して塔婆に安置せられたる、先仏涌出しましくけるとかや、寂勝の峯は智證大師、寂勝王経を購読し給て、御神に奉り給しかは、靈瑞あらたなり、光か峯は同大師大乘経をおさめ給けるに、瑞光をはなし給ゆへに、光か峯と申とかや、かれをき、これをきこしめすも貴くて、この地をふみまします機縁宿習のほとをそ、おほしめれける、瀧本御心しつかに御入堂ありて、御師の坊に御、供御の後、御師ほうゐんをまいらす、まつ南御所御かた、次に北野殿の御方なり、御小袖両御所より御にたふ、北野殿よりもおなしく、御小袖染物下さる、そ口、ち御たち、午の刻に浜の宮に御つき口時のことし、新宮の御師、佐野の松原に黒木の御所をたて、御口けいつものことし、この浜にて、むかし御幸などには、いさこを御衣の袖につ、ませ給て、なちの社檀の御もと、瀧もとの千手堂の瑠璃たんとに、御まきある口り、きの国師のさたとして、いさこをあらひまうけておき侍りけるとかや、かやうの事はふるさまの儀なれはいまはなし

御さか月たひくまいりて後、御たち、神の藏に「御まいりあり、北野殿すくに御下向、夜に入てのち、あさりの関の事に物いひあり、みやさきにかたく仰付たり、子細なきよし曉御さたを申す

三日天晴

供御の後、御師ほういんをまいらす、したゐ那智のことし、御小袖たふ事又さきのことし、御師か子、下くまの、その子なにかしとかやにも、北野殿より御小袖たふ、みやさきならひに御師か家人にも下さる、そのち御たち、御河のほり、けふは日もよく風ものとかなり、たなこにて本宮の堂下衆徒の折帟を以て申子細あり、関の事なり、そのあいた河原にて御小養あり、御こせんたちをもて、衆徒の中に事のよし申おくる所に、やかてしさゐなきよし御返事申入、御こやしなはいはて、御船にめさる、あなくちといふ所より上の河原に長床の衆、御さかむかへいつものことし、数献の用意なりしかとも、日くれ侍るほとに、三献にてやかて御たち、一里はかりは夜船なり、六の半時に御まへの津に御着ありて、」すくに御社に参御、両所の御まへにて御湯立あり、西の御前の右のわきのしら石に、たみ南北行にしまうく、これにて御聴聞あり、御ゆたての中間に、しめなわに御小袖かけらる、事はて、の後御下かう、つくり道より地主に御まいりありて、御神楽まいらせらる、託宣の殊勝なるよし、みなくかん涙をなします、これより御宿坊に遷御、長床の衆四人に、御小袖おのく一かさね下さる、北野殿よりは御あしいつものことし、屋かた船三そうの船さし、みなく染物たふ、めしの御舟さし鬼太郎には、一きわ下さる

四日天晴

供御の後、御師ほういんを進上、次第那智神宮のことし、御小袖たふ事又さきのことし、そのち御三さか月まいりて、御たち、つくり道御まいりのことく御ひろいありて、鳥居の辻にて御輿にめさる、御師これまてまいりて、いとま申てと、まる

五條王子

発心門にて御輿たてらる、みなく金剛杖をとりてつく、御昼湯の川御まうけさきのことし

御宿高原 御やとさきのことし

五日 天晴

御昼一の瀬 御もうけさきのことし
山もとに御小袖たふ、北野殿よりも下さる

はねたの洞にて御かれいあり、御まいりの時、山臥とも心はせしたりし前裁も、しほみちく
れはあとかたなし、たゝいまにはかにもくつかきのけたれは、み所侍らす、貝ともちらした
るを御ひろいありて、御なくさみあり

御宿三鍋 ミナベ
御やとさきのことし、御小袖中村に下さる
北野殿よりもおなし

六日 陰天

ついの浜にて御こやしなひあり、ついの御やとぬし御たるまいらす、これいつもの御嘉例な
り

五妹王子

切目の王子の御まゑにて、御けしやうの具まいる まめのこ
なり 御ひたい、御はなのさき、左右の

御ほうさき、御おとかひ等にぬりましゝて、まさに王子の御まへをとほらせ給時は、いな
りの氏子こうくとおほせらるへきよし、申入

七日 陰天

御ひる橘もと御やとかさはた

藤代たうけにて、又片箱進上、守護より瑤折とゝのへをく事、御まいりのことし、北野殿風
を御つゝしみありて、ひやうふのかけにて御さか月にむかひまします、幕の外にて藤代をめ
して、さか月をあたふ

御宿山東 御やとさきのことし、北野殿の御領きれの
御代官供御をしたらむ、北野和二郎申さた

御たちの時分、藤代をめして御服下さる、北野殿よりもたふ、よし野ならひに粉川より御よこ道あるへきかのよし、たつね申入、うかい申所に、このたひはまつすく道にて御下向あるへきよし、仰いたさるゝあひた、そのふん申おくる、御代官としてよし野へ山伏をまいらせらる、御なて物いたさる

八日 天晴

御屋山中御やと先のことし

行基の池で片箱進上、春御まいりのおりは、岸のつゝしききみたれて、水にうつれけるけしき、一にしきをおれるにいたり、今の御まいりには、おか辺の紅葉浪にうかひて、立田川にことならず

御宿国符

御やと二かい屋なり、せはき事御舟の中のことし、次の御方くはたゝひさをたてあはせたる風せいなり

九日 天晴

又すみよしの浜に御いてありて、御こやしなないあり

御屋天王寺御やと大こく屋

供お御のゝち北野殿、亀井の水めしよせられてきこしめさる、水なを筒に入て京にもたせらる、御夢想の告あるによりてなり

しきのゝわたり御船なり、たゝ一艘にて上下をわたしたてまつる程に、はるかに時うつれり

御宿森口

導嶋御所になる、山したに御殿下さる
北野殿よりもたふ、しゆこかたより門やくあり

こよひは御ゐのこなり、御まいりきりいたゝく、御旅こよひはかりなれはとて、南御所の御かたへ、北野殿の御方の人くめされて、御さか月下されて、御小袖みなくたふ、まことに旅人の一むら雨の時、おなし木かけにやとりあひて、行わかれ侍るさへ名残はおもふならひそかし、いはんや御精進屋中より、廿日の御道すから御らんしなれたる御事を、おほし

めし入たる御心の程こそ、かたしけなく侍れ、又北野殿の御方へほそ田めされて、御ふくたふ、大納言僧都卿房おなしく拝領す、實意には夜のふすまのためにとて、織物の小おんそ下さる、過分のいたりなり

十日 天晴

御昼八幡御もうけ堀和の右京亮

鳥羽のあたりまで一色左京大夫歡迎に参せらる、酉の剋に稻荷に御着、御奉幣ならひに護法おくりいつものことし、其後御宿坊に入御

中の神主か坊御所になる御もうけ一色殿申さる、御さか月たひくになり、夜に入て雨くたる、た、しやかて晴に属す、戌の半時にいなりを御たち、まつ法性寺に御いてありて、柳原を卅三間の御堂のうしろに御いて、建仁寺の門前を「四条河原にいてまし」て、四条の道場の東を北へ錦の小路まで、御あかりありて、それより西へ京極に御いて、京極をのほりに御所に遷御、公卿座の御妻戸のわきに、御留守の人「まちえ申されて、悦の眉をひらけり、北野殿様も此御所までともなひ申されたり、實意公尊共にめにしたかひて、御前にまいる、御氷めされて、やかて出御、ほうゐんす、きて進上、これをきこしめされて後、凡夫になりましますものなり、ほうゐん出されつる程は、権現ののりうつらせ給へは、凡身にてはましまさへりつるなり、御さか月めしいたされて、三献下さる、よろつおほしめすまゝの御めてたさ、御こと葉にもつくされかたきよし、仰下さる、そのち退出、北野殿へまいりておなしくほうゐんす、きて進上、御三さか月めしあけられて下さる、いく万代もといはゐたてまつりて、まかりい

十一日、夕かた、南御所さまより御ぬき物せいく「下さる

十二日、例日

十三日、北野殿よりの御ぬき物いたさる

十四日、南御所よりめしあり、大納言僧都、若狭、筑前、越後、和泉、御意にしたかひてめしくす、色くの御もてなし身のをき所をしらす、大かたは御歸路にかゝる事さへかたかるへきに、剩御前に候して御尊敬にあつかる事、修験の名望この道の規模也

十五日、御折帟御服せいく拝領す、大納言僧都ならひにすゑく^くの山伏にいたるまで、みなく^く御ふく下されたり、いま御所よりもおなく下さる、をよそ色く^く品く^くの事、筆をかりてもかきつくしかたきによりて、しるしおはりぬ、た、おもひいたすにしたかひて、あつゑもなし、かきつらねたれは、後見のあさけりのかれかたし

つらく^くかへりみれは、實意おろかなる身として、是等の御先達をいたす事、この冥迦一にあらず、まつ応永廿八年に御台さま御参詣^{天下かくれなかりし、おなしき時、光照院殿はこれ}

所さま、の^{御さま、の}二位殿の御つほね^{稱光院、光範門院、禁裏}御連枝^{御ふくろにてまします} 応永卅三年に南御所さま御まいり、これ

も当御所さまの御連枝にて南御所と申、崇賢院の御あとにてわたらせ給、同き卅四年にかさねて御参詣、いま御所さま^{南御所御一腹}の御兄弟^{御兄弟} 御同道あり、かゝる御先達にそなわる事、内証をお

もへは権現の神慮よりおこれり、外には又北野殿の御恩ならすといふ事なし、そのゆへをおもふに、先師僧正、応永三年にはしめて彼御参詣を引導したてまつりて、八ヶ度におよへり、實意師跡をつたへてよりこのかた、御共仕る事、このたひまては五箇度にいたりぬ、此御まいりをおもてとして、御しのひあるよしにて、「御参詣あれば、たやすきによりて、みなく^くおほしめしたつものをや、されはなかれを汲てみなもとをたつぬるよし、恩徳のふかき事をする物也

応永卅四年十月十五日、南御所依御所望書進之
御先達法印大僧都實意記之

此兩卷住心院僧正實意令見之間寫了
文安三年三月六日

後崇光院御筆『熊野詣日記』写本を終わって

本書『熊野詣日記』は室町時代、応永卅四（一四二七）年足利義満の側室北野殿が熊野詣りの時、先達をつとめた住心院僧正實意が記した日記である。『熊野御幸記』からは、約二百二十年後の熊野参詣記で、京都発着前後のこともが記されている。又足利義満の側室北野殿の熊野詣でに、はしの湯川・おくの湯川・山本・安宅・すさみ等紀南の武士団が出迎えるなど記されていて、紀伊国武士団の足利幕府への忠誠と、足利家の権力のほどがわかる。

平成十七（二〇〇五）年三月十五日

清水 章博